

令和 4 (2022) 年度帰国生入試出願資格 (注 5) に関する特記事項

「今年度に限り、出願資格 (3) ~ (6) を満たさないことが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと本校が判断した場合には、出願が認められることがありますので、別途ご相談下さい。」に関連して、よくある質問とその回答の例は以下の通りです。

Q) 令和 2 (2020) 年 1 月以降、滞在先の新型コロナウイルス感染症の拡大状況が深刻で、令和 2 (2020) 年 12 月に日本に緊急帰国をすることになりました。本来であれば、令和 3 (2021) 年 6 月まで滞在し、9 年課程を修了する予定でしたがそれが叶いませんでした。そのため帰国後、日本の中学校に在籍しており、令和 4 (2022) 年 3 月に卒業見込みです。このような場合は出願が認められますか？

A) 令和 3 (2021) 年 3 月まで海外に滞在する予定であったが早期帰国し、「海外在留 2 年以上」の条件を満たしていない例は、新型コロナウイルス感染症の影響だと判断される典型的な例です。また、昨年度は、本来令和 2 (2020) 年 4 月に海外に滞在する予定であったが出国が遅滞し、前述の条件を満たさない場合も発生しています。

最終的に、保護者の方の勤務先 (または在籍校) が作成した「**新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う早期帰国または出国遅延の旨を証明する文書 (自由様式)**」の原本 (公印等があるもの) を、1 月に出願に伴う提出書類と一緒にご郵送いただきます。

ご証明いただく内容につきましては、①本来の滞在予定期日、②滞在国の新型コロナウイルス感染症拡大の影響、③受験生および保護者の帯同する海外在留期間が 2 年間 (24 か月) に満たない期間が②によるものであるということの 3 点です。

本件に該当する可能性がある場合は必ず事前に、

kikoku@gakugei-hs.setagaya.tokyo.jp までメールでお問合せ下さい。

その際に、郵送する予定の「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う早期帰国または出国遅延の旨を証明する文書 (自由様式)」を PDF で添付してお送り下さい。

*本件は生徒募集要項配付以前にお電話等でお問合せいただいた場合も、令和 3 (2021) 年 10 月 4 日 (月) から 12 月 17 日 (金) までに、前述文書を添付のうえ、改めてご連絡を下さいますようお願い致します。

なお、今年度に限って、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う早期帰国または出国遅延であっても、令和 4 年 3 月の時点で、日本帰国後 24 か月以上経過している、または、海外在留期間 12 か月未満に該当する場合は、帰国生入試の出願資格を満たしません。その場合も、一般中学生としての出願は可能です。